

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 1 号

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立図書館管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「金曜日」を「金曜日まで」に改め、同表中央図書館明徳館の項中「（ただし、7 月は午後 8 時まで）」を削り、同表雄和図書館の項中「午後 7 時」を「午後 6 時」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。